

## 農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務 に関する業務方法書の変更について（ポイント）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務については、両業務共通の業務方法書を定めている。

令和 5 年 2 月に開催された漁業災害補償関係業務運営委員会において、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」（以下「業務方法書」という。）の変更が審議され、3 月 22 日に主務大臣の認可を受け、4 月 1 日から施行したことから、今回報告する。

変更の内容は、以下のとおり。

### 1. 変更の内容

- (1) 漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体が漁業者に共済金を支払うに当たり、その原資として、信用基金が漁業共済団体に対して貸付けを行っている。
- (2) 漁業共済団体に対する貸付けについては、業務方法書別表 4において、貸付金額の限度（以下「貸付限度」という。）を出資額の 4 倍相当と定めていた。
- (3) しかしながら、全国的な不漁や災害の発生に伴う共済事故の多発により、令和 2 年度以降、信用基金が全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に再共済金支払資金を貸し付けてきたところ、令和 3 年度には貸付限度額を超える貸付けを行う必要があった。  
このため、令和 3 年度において、特例として業務方法書の変更を行い、令和 3 年度及び 4 年度に限り、別表 4 の規定にかかわらず、

漁済連への貸付限度を 270 億円とした。

- (4) このように、第4期中期計画期間中に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中期目標期間の開始に向けて、貸付限度の在り方について検討を行い、新たな貸付限度は、信用基金内で同様の共済団体への貸付業務を行う農業保険関係業務の規定と並びをとることが自然であると考えられることから、出資額の4倍相当とする貸付限度の規定を変更し、共済金又は再共済金の支払に必要な額を貸付限度とすることとした。
- (5) また、債務保証についても、業務方法書別表5において、同様の  
変更を行った。

(以上)

## 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償業務に関する業務方法書 新旧対照表

変更後				変更前			
第1章～第8章 (略)				第1章～第8章 (略)			
別表1～3 (略)				別表1～3 (略)			
別表4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限				別表4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限			
貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限	貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
共済金等支払資金	漁業共済団体が支払うべき共済金又は再共済金の額	年 6.57 % 以内	1 年 以内	共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額（信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。）を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア 漁業共済組合にあっては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額 イ 漁業共済組合連合会にあっては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引い	年 6.57% 以内	1 年 以内

(削る。)

別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
共済金等支払資金	<u>漁業共済団体が支払うべき共済金又は再共済金の額</u>	なし	1年以内

て得た金額の4倍に相当する金額

(※) 別表4の表中イの金額は、令和3事業年度及び令和4事業年度に限り、270億円とする。

別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
共済金等支払資金	<u>貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該保証をしようとする金額を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額</u> ア <u>漁業共済組合にあっては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額</u> イ <u>漁業共済組合連合会にあっては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額</u>	なし	1年以内

附 則

この業務方法書の変更は、令和5年4月1日から実施する。